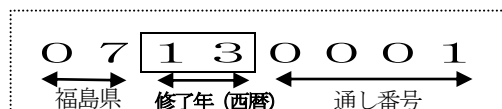


【平成30年度（2018年度）介護支援専門員更新研修フローチャート】

＜登録番号例＞

I、あなたの介護支援専門員証の登録番号及び有効期間を確認してください。



2013年度実務研修修了者は、今年度必ず更新が必要です。
更新しないと有効期間満了後に実務に従事できなくなります。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 西暦 | 98 | 99 | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 試験回数 | 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 | 7回 | 8回 | 9回 | 10回 | 11回 | 12回 | 13回 | 14回 | 15回 | 16回 | 17回 | 18回 | 19回 | 20回 |
| 更新年度 | 2018年度 | | | 2019年度 | | | 2020年度 | | 2021 | 2022 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
| 更新回数 | 3回目 | | | | | | 2回目 | | | | | | 初回 | | | | | | | |

* 登録番号がわからない、福島県以外の登録の方はお問い合わせください。

* 他都道府県から移転して福島県に登録した方（07以外から始まる登録番号の方）で有効期間満了日が平成31年4月～12月の方は更新する必要があります。

⇒福島県介護保険室へ照会ください。TEL024-521-7745

II、初回更新の対象者は、どの研修を受ければよいですか。

- ① 現在実務に従事している方、または実務経験がある方
更新には「専門研修Ⅰ」、「専門研修Ⅱ」2つの修了が必要です。上記Ⅰを参照してご自分の修了証を確認してください。
- ② 実務経験の全く無い方⇒実務未経験者対象の更新研修（県社協主催）を受講してください。

III、2回目以降の更新対象者は、どの研修を受ければよいですか。

2回目以降の更新は、前回更新時に受講した研修や更新後の実務経験の有無により受講する研修が異なります。

＜初回更新を更新研修（専門研修Ⅰ・Ⅱ）を修了して更新した方・2回目更新を更新研修（専門研修Ⅱ）を修了して更新した方＞

- (1) 現在実務に従事している方、または実務経験がある方で介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する方は、「専門研修Ⅱ（2回目以降更新）」を受講してください。
対象：有効期間満了日が平成31年（2019年）2月～3月までの方
- (2) 現在実務に従事していて、かつ前回更新後の実務経験が3年以上の方は、「専門研修Ⅱ（初回更新研修）及び現任研修」を受講してください。
対象：有効期間満了日が平成32年（2020年）2月～3月までの方
- (3) 前回更新後、全く実務に従事していない方は実務未経験者対象の県社協主催の更新研修を受講してください。

＜前回更新を更新研修（実務未経験者対象）または再研修を修了して更新した方＞

- (1) 前回更新後に実務に従事している方、または実務経験がある方が更新するためには、「専門研修Ⅰ」と「専門研修Ⅱ（注；初回更新）」の2つの受講が必要です。「専門研修Ⅰ」は実務経験が6ヶ月以上、「専門研修Ⅱ」は実務が3年以上になったら受講してください。
- (2) 初回更新後、全く実務に従事していない方は実務未経験者対象の更新研修（県社協主催）を受講してください。

「実務経験」とは

下記の事業所又は施設において介護支援専門員として配置され、介護サービス計画の作成業務へ従事した経験をいい、従事期間は問いません。ただし、要介護認定調査業務のみや連絡調整のみ等、介護サービス計画の作成を行っていない場合は該当しません。

- ・ 指定居宅介護支援事業所（常勤専従の管理者であれば該当）
- ・ 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ・ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び複合型サービスに係る地域密着型サービス事業者
- ・ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型施設
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ・ 地域包括支援センター（介護予防支援事業者）
包括においては、介護予防プランを作成していれば他の職名の配置でも可。

***主任介護支援専門員・主任介護支援専門員更新研修のお問い合わせは、福島県介護保険室。**

福島県介護保険室電話 024-521-7745

***専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱの受講についてのお問い合わせは、次ページの受講についての問い合わせ票でお問い合わせください。問い合わせの際は専門員証を確認の上必要事項を記入してください。**

***過去に専門Ⅰ・専門Ⅱを受講している方は、研修申込みに修了証の写しが必要です。**

紛失した方は、福島県介護保険室のホームページを参照し受講証明交付申請をしてください。

FAX 番号 024-924-7202

お問い合わせは各研修の申込期間前までにお送りください。

【介護支援専門員証の更新に係わる研修等Q & A】

Q 1 介護支援専門員の「実務経験」として認められる業務や期間について教えてください。

A 居宅介護支援事業所や介護保険施設で就労していたとしても、介護サービス計画作成を行っていなかった場合は、実務経験には含まれません。また要介護認定のための調査業務、利用者やサービス提供事業所との連絡調整のみの補助的業務のみの場合も実務経験には含みません。ただし、指定居宅介護支援事業所の常勤専従の管理者は業務経験として認められます。詳細は〇ページの「実務経験とは」をご確認ください。

Q 2 介護支援専門員の資格取得後、一度も実務についたことがありません。今後も実務に就く予定はないのですが、研修を受講しないと介護支援専門員としての登録・資格はなくなってしまいますでしょうか？

A 更新しないまま有効期間満了日が過ぎ、失効した場合でも県で管理している「介護支援専門員登録名簿」から登録が抹消されるわけではなく、登録はそのままあります。実務につく前に「再研修（実務未経験者の更新研修と同内容）」を受講した上で、新たな有効期間がついた介護支援専門員証の交付を受ければ実務に就くことができます。

Q 3 実務経験のない者を対象とした「更新研修」及び「再研修」は、どのような内容の研修ですか？

A 福島県社会福祉協議会が実施している研修で、同じ研修内容になります。

Q 4 初回更新をむかえる者です。来年3月で有効期間が切れますが、どの研修を受講すればよいでしょうか？現在、実務にはついていませんが過去に実務についた経験があります。

A 有効期限満了日以降も実務に従事するには、今年度中に開催される「更新研修（専門研修Ⅰ・Ⅱ）」を受講する必要があります。あなたの有効期間内に「専門研修Ⅰ・専門研修Ⅱ」を修了している場合は、更新研修を受講する必要はありません。

Q 5 2回目・3回目の更新研修は、どの研修を受けることになりますか？

A 初回の更新時に「専門研修Ⅰ」及び「専門研修Ⅱ」を修了し、その後も引き続き実務経験があれば2回目の更新研修は「専門研修Ⅱ（2回目以降更新）」を受講し修了することになります。また、初回の更新時に実務未経験者としての「更新研修」修了の場合、その後、有効期間中に実務経験があれば「専門研修Ⅰ」及び「専門研修Ⅱ」を受講します。

Q 6 更新研修を受講せず有効期限が切れてしまいました。ケアマネ業務はできなくなるでしょうか？
また、試験を受けなければ資格はもらえないのでしょうか？

A 有効期間中でないとケアマネ業務はできません。再研修（実務研修や実務未経験者の更新研修と同内容）を修了した上で、あらたに介護支援専門員証の交付を受けることにより、ケアマネ業務に就くことができます。

Q 7 他県で登録している者です。現在福島県内の事業所で実務に就いています。
福島県で行う現任研修「専門研修Ⅰ」「専門研修Ⅱ」・更新研修を受講することはできますか？

A できません。現任研修は、原則として登録のある都道府県で受講します。（ただし、やむを得ない事情のある場合には、福島県にお問い合わせください。）福島県へ「登録の移転」を御希望される場合は、福島県介護保険室にお問い合わせください。
なお、登録の移転の手続きについては、福島県介護保険室のホームページをご覧ください。